

平成29年2月市議会定例会提案説明

本定例会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

I. はじめに

2月9日から降り続いた33年ぶりの記録的な大雪は、本市におきましても、停電や交通機関の混乱など市民生活に深刻な影響を与えるとともに、19名の死傷者や住家等の倒壊など甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになりました方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

雪も解け、被害の状況も次第に明らかになりつつありますが、ビニールハウスや漁船などが被害を受け、生活の糧を奪われた皆様は、毎日不安な気持ちで過ごされていることと思います。本市としましても、市民の皆様が一日も早く通常の生活を取り戻せるよう全力で取り組みを進めているところですが、引き続き被害状況の的確な把握に努め、予算措置をはじめとする必要な支援をしっかりと実施してまいります。

平成28年度は、懸案事項でありました中核市移行、新本庁舎整備、可燃物処理施設整備など、重要課題への取り組みが、いずれも、市民の皆様、関係の皆様のご理解、ご協力をいただき、大きく前進した年となりました。

平成29年度は、これらの取り組みが槌音を響かせ、本市の飛躍・発展を

支える新たな基盤づくりが始まる年となります。

また、本市が昨年末の「住みたい田舎ベストランキング」の総合部門で第1位を獲得したことを好機ととらえて、3年目を迎える地方創生の取り組みをさらに充実・強化し、ますます力強く打って出なければならない勝負の年ともなります。これらのことを踏まえ、私は、4年目の市政の舵取りに当たっても初志貫徹し、新たな取り組みにも果敢に挑戦していくことを改めて決意しております。市民並びに市議会議員の皆様におかれましてもご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

Ⅱ. 100年先を見据えた都市基盤の構築

少子高齢化・人口減少が進み、地方から東京への一極集中が収まりを見せないなか、本市もまた、100年先を見据えたまちづくりに意を用いなければなりません。

1. 中核市移行の推進

100年先にも飛躍・発展し続ける都市を目指して取り組みを進めている、中核市移行につきましては、先月25日に国のヒアリングが、特に指摘を受けることなく無事に終了しました。今議会には、中核市指定の申し出に係る議案を上程しており、順調に進めば、本年4月に県知事への申し入れ、7月に総務大臣への申し出を行い、11月頃には中核市の指定を受ける運びとなっており、来年4月には中核市への移行が実現することとな

ります。

円滑な移行を果たすため、平成29年度には組織体制を見直すこととしており、移行後、保健所を所管することとなる健康・子育て推進局を「健康こども部」に格上げし、市長直下の体制とすることとします。また、保健師をはじめとする職員6人を市全体で増員するとともに、保健所暫定施設の整備費、電算システムの構築費、市民・関係団体の皆様へ事前周知を行う広報費などの経費を当初予算案に計上しております。

2. 新本庁舎整備の推進

今後、長きにわたって市政推進の拠点となる新本庁舎については、現在、図面や工事工程の詳細を詰める実施設計を進めており、平成29年度は、速やかに建設工事の発注を行うこととしています。

発注方法等につきましては、これまでの議会での議論や、今月1日に提出された建築の専門家等による検討委員会からの提言書を踏まえて、可能な限り市内業者が受注できるよう、分離分割方式を採用することとします。

3. 可燃物処理施設整備の推進

可燃物処理施設の整備につきましては、東部広域行政管理組合において、敷地造成や施設整備運営に係る関連予算が平成29年度当初予算に計上されており、いよいよ本格的に事業が進んでいきます。

本市としましても、今後も、東部広域行政管理組合及び東部4町と連携

し、地元の皆様のご理解とご協力をいただきながら、着実に事業を前進させてまいります。

Ⅲ. 平成29年度の重点施策

続きまして、鳥取市創生総合戦略に基づき進めている「郷土愛を育み 人がつながる まちむら創生」の取り組みについて説明申し上げます。

1. 最優先事項「足腰の強い地場産業の実現」

まちむら創生に当たっての平成29年度的最優先事項は、「足腰の強い地場産業の実現」です。

本市の若者流出の主な要因である、働き場所の少なさを解消する次の一手として、多業種の企業誘致の推進と併せて、さらなる地場産業の高付加価値化・生産性の向上を促進し、雇用の創出、個人所得・企業収益の増加、暮らしやすさの充実といった地方創生の好循環を生み出します。

(1) 中小企業等の経営力強化

市内企業のほとんどを占める中小企業・小規模企業は、本市経済の中心的な担い手です。

このことを踏まえて、今議会には、中小企業等の振興に地域一体となって取り組むことを高らかに宣言する「中小企業・小規模企業振興条例」を提案しています。具体的な振興策としては、昨年10月から実施している

中小製造業の分野に加え、インターネットとの競合などで厳しい経営環境に置かれている卸売業に対しても、生産性の向上を図るための新たな設備導入の支援制度を設けます。また、卸・小売業者の流通拠点である地方卸売市場の目指す姿を明らかにする基本構想づくりにも新たに取り組めます。さらに、市内にある大学の食堂へ卓上ポップを設置し、地元企業の認知度を高めるとともに、民間企業のワーク・ライフ・バランスの向上を支援する「働き方改革推進アドバイザー」を配置するなどし、地元中小企業の活カづくりにつなげていきます。

(2) 強くて儲かる農林水産業への変革

本市の農林水産業は、担い手不足や大口取引とのマッチング、流通コストの縮減などの諸課題を克服すれば大きなビジネスチャンスが生まれる宝の産業です。平成28年度は、これらの課題を克服するため、6次産業化ネットワークシステムの構築などに新たに取り組んでいるところですが、さらにこの流れを加速するため、平成29年度は、いよいよ関西情報発信拠点「麒麟のまち」を4月10日にオープンさせます。また、金融機関、鳥取県東部の自治体及び経済団体が中心となって8月に設立する予定の「地域商社」の運営支援を行い、生産から加工・流通・販売までの包括的なサポートを行います。

また、林業の新規就業者が装備品等を購入する際の助成制度を新たに設けるとともに、米に代わる作物として農家所得の向上が期待される薬用作

物など新たな品目の栽培支援や、原木しいたけ「鳥取茸王」を安定生産するためのクヌギの造林支援などに取り組み、担い手の育成と多様な消費者ニーズへの対応をしていきます。

(3) 観光産業の強化

観光面においても、本年6月から豪華寝台列車「トワイライトエクスプレス瑞風」の運行が始まることを好機ととらえて、取り組みの重点化を図ります。

今月2日、国に「麒麟獅子舞」を中核とするストーリーの日本遺産認定の申請を行いました。日本遺産の認定は、麒麟獅子舞を中心とする新たな圏域ブランドを確立するものであり、交流人口の拡大に大きく寄与するものと考えています。4月に予定されている認定が成された暁には、ストーリーを構成する歴史的資源の保存・活用や次世代への継承を進めるとともに、国内外から新たな観光客を呼び込み、地域の活性化につなげていきます。

また、本年11月24日、25日に開催する「第22回北前船寄港地フォーラムin鳥取」については、今月16日に、第1回の実行委員会を開催し、テーマを「来たまえ！環日本海時代！～北前船レガシーで友情・平和・交流の海へ～」とすることなどを決定しました。北前船についても全国の寄港地自治体の連携により、日本遺産の認定を目指しており、認定が決まれば、さらなる交流人口の増加が期待されます。

砂の美術館は、本年4月15日から始まる「アメリカ編」で10周年の節目を迎えます。これを記念し、11月には、国内砂像彫刻家や大学生が作品を競う砂像選手権や、国内外から砂像関係者が一堂に会する砂像サミットを開催することとしており、「砂像のまち鳥取」のブランドイメージをさらに国内外に定着させてまいります。

これらのイベント開催を通して訪れる多くの観光客に、出来る限り長く滞在していただくことを目指して、鳥取砂丘一帯の周遊性を高める多鯰ヶ池周辺的环境整備や、荒木又右衛門遺品館、新吉岡温泉会館の整備への支援など、新たな観光スポットづくりにも取り組みます。また、鳥取・因幡観光ネットワーク協議会の地域連携DMO設立への支援も強化し、鳥取県東部・兵庫県北但西部圏域の広域周遊観光の充実を図ることとしており、今後も観光先進国への新たな国づくりに呼応した取り組みの強化に努めてまいります。

2. まちむら創生の重点分野

次に、平成29年度の最優先事項「足腰の強い地場産業の実現」と併せて、強化・充実を図る、まちむら創生の重点事業を説明申し上げます。

(1) 鳥取市を担う人づくり

1つ目は、「鳥取市を担う人づくり」です。

①結婚・妊娠・出産・子育ての包括支援

「すごい！鳥取市婚活サポートセンター」は、平成26年11月のセンター開設以来、登録者数は1,400人を超え、カップル成立は延べ139組、成婚も8組となるなど着実な成果を上げています。この流れをさらに加速させるため、来年度から、婚活アドバイザーのイベント派遣や若者へのライフプランのアドバイスなど、自己の魅力をアピールするノウハウの習得や、早い時期からの人生設計のお手伝いを新たに始めます。

また、中央保健センター内に、妊娠・出産・子育てに関する総合的な相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」を新設するとともに、B型肝炎任意予防接種費用の独自助成、子どもの一時預かりサービスの充実、ひとり親家庭の子どもへの学習支援、放課後児童クラブの拡充など、結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援をさらに充実してまいります。

②特色のある教育の充実

ふるさとへの思いや志を持ち、豊かな人間性を備えた人材の育成は、将来の本市の飛躍・発展に欠かせません。このため、本市は、平成30年4月に、小中学校の9年間を通じた特色あるカリキュラムの編成ができる義務教育学校を、県内で初めて鹿野に誕生させることを計画しています。これに先駆けて、平成29年度は、校章デザインや校歌の選定、校旗の作成など、開校に向けた準備を行うこととしており、子ども達の郷土愛を育て、

能力と可能性を最大限高める学校づくりを進めます。

また、FM補聴器の購入助成や特別支援教育支援員の増員など、障がいのある児童生徒が教育を受けやすい環境整備を強力に推進するとともに、電算システム化により校務や学校徴収金に係る業務の効率化を図り、教員が児童生徒に向き合える時間の充実を目指します。

③市民との協働によるまちづくりの推進

平成20年の「鳥取市自治基本条例」の施行後、市内61の全地区にまちづくり協議会が組織され、それぞれの地域課題の解決に向けた市民と行政との協働によるまちづくりが進められており、地域主体の公園等の清掃や緑化、芝生化の取り組みも活発になっています。その背景には、平成25年度に開催した「第30回全国都市緑化フェア」を契機とした都市緑化意識の高まりもあると考えています。

本市は、市制130周年を迎える平成31年度に、全国の緑化に取り組む活動団体関係者などが一堂に集う「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」を誘致することとしており、この秋には国へ開催について申請を行う予定です。この大会の誘致を実現させることで、さらなる都市緑化意識の高揚と緑豊かな潤いのあるまちづくりが前進するものと確信しており、緑化のみならず地域活動全般の担い手の育成、協働のまちづくりの進展の一助にしたいと考えています。

(2) 快適な暮らしの創造

2つ目は、「快適な暮らしの創造」です。

①若者が活躍できる環境づくり

斬新な発想と豊かな感性を持つ若者のまちづくりへの参画は、地域に活気を与えます。このため、平成29年度は、若者の参画による空き家を活用したシェアハウスやゲストハウスづくり、リノベーション手法を使った遊休施設の再生を促進するとともに、大学生等を地区公民館の日々雇用職員として試行的に任用し、若者と地域とのつながりを深めていきます。

また、若者の市政への提言をもとに、本市職員とともに事業化、実現化につなげる「とっとり若者地方創生会議」の充実や、私と若者が共通のテーマで話し合うストリートミーティングを引き続き実施し、若者の声を出来る限り市政に反映させてまいります。

②地域包括ケアの推進

本市は、誰もが住み慣れた地域において安心して住み続けられる魅力的なまちづくりを進めています。

現在の鳥取市の発展に大きく貢献いただいた高齢者の方に安心した生活を送っていただくため、平成29年度は、生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員を増員するとともに、リハビリテーション専門職が地域に直接出向いて、要支援・要介護者の生活の質の向上や、介護予防の取

り組みを支援する新たな事業を開始します。また、自治医科大学と佐治町国保診療所の共同研究により、高齢化率の特に高い佐治地域における住民の疾病発症要因と介護態様を、今後10年間にわたって追跡調査・分析することとしており、得られた結果をこれからの本市の保健、医療、介護施策に活かしていきます。

さらに、県東部圏域の自治体等と課題を共有し、訪問看護師の育成、訪問看護ステーションの充実に向けた検討を行うこととしており、これらの施策を通じて、医療・介護・住まい・予防・生活支援が一体的に提供される、「地域包括ケアシステム」の向上を目指してまいります。

③あらゆる市民が暮らしやすい環境の整備

未来の鳥取市を担う子ども達は、私たちの宝です。

その子ども達の将来が、経済的な環境によって左右されることなく、夢と希望が持てるよう、学習支援や子ども食堂など「子どもの居場所づくり」に積極的に取り組む民間団体への支援を充実します。また、来月策定予定の「子どもの貧困対策推進計画（仮称）」を着実に実行していくため、地域、企業、活動団体、行政等のネットワークを強化し、地域一体となって世代を超えた貧困の連鎖を断ち切ってまいります。

このほか、鳥取県口腔総合保健センターが行う障がいのある方々への歯科保健指導・歯科診療に対する新たな財政支援や、「とっとり東部権利擁護支援センター」に対する財政支援の充実を、本市と県東部4町とが連携し

で行うとともに、本市が独自に行っている重度障がい者へのタクシー料金助成について対象者を拡充するなどし、障がいのある方々の健康保持と日常生活の利便性の向上、社会参加を促進します。

④地域資源を活かした輝く地域づくり

本市は、全国に誇れる自然や文化、歴史などの魅力あふれる地域資源を数多く有しており、地域を挙げたこれら資源の磨き上げと情報発信は、活力のある地域づくりをさらに進展させると認識しています。

このことから、平成29年度は、昨年11月に、国府・福部地域の山陰海岸ジオパークエリア等を舞台に開催し、400人を超える県外参加者を集めた自転車イベント「鳥取すごい！ライド」を再度開催するとともに、一般社団法人西郷工芸の郷あまんじゃくによる河原地域での「いなば西郷工芸の郷づくり」、大伴家持ゆかりの地である国府地域での大伴家持生誕1300年を記念する事業、映画によるまちの活性化を進める気高地域の浜村温泉映画塾などへの支援や、用瀬・佐治地域の山を活用したエコツーリズム、鹿野地域の「気高道の駅（仮称）」整備、青谷地域の駅前整備といった賑わいづくりに積極的に取り組んでまいります。

(3) 安全・安心の確保

3つ目は、「安心・安全の確保」です。

①市有施設の耐震化

最優先で取り組んできた小中学校校舎の耐震化が終了したことを受け、地域の振興と防災の拠点である総合支所庁舎の耐震化に取り組むこととしています。昨年6月に一部焼失した気高町総合支所庁舎は、設計・施工・解体の一括発注で事業期間の短縮を図り、平成30年6月の完成を目指しています。また、緊急性の高い福部・河原・佐治総合支所庁舎については、来年度中に耐震補強工事に着手することとしており、その他の総合支所庁舎についても平成34年度までに計画的に取り組みを進めてまいります。これと併せて、引き続き、保育園や学校施設、地区公民館、市営住宅などの耐震化にもしっかりと取り組むこととしています。

②防災体制の推進

本年度は、鳥取県中部地震や集中豪雨、記録的な大雪など、立て続けに災害に見舞われました。この経験を生かし、今後、災害対策本部を置くこととなる新本庁舎の隣接地に、新たに防災備蓄倉庫を設置し、災害時に備蓄品や救援物資を迅速・円滑に運搬できる体制を整備します。また、鹿野・気高地域の防災行政無線のデジタル化、狭あい道路拡幅のための用地寄附者への返礼制度の導入、住宅等の耐震診断・改修への支援に係る要件緩和などを図り、災害に強いまちづくりを着実に前進させていきます。

③事故・犯罪防止の推進

事故・犯罪から市民を守る取り組みも積極的に推進します。

全国的に高齢ドライバーによる事故や危険運転が相次ぐ中、本市が本年度から独自で取り組みを進めた運転免許証自主返納支援制度は、年間の自主返納者が501人から571人に増加するなど、悲惨な事故から市民を守る一助となっており、今後もこの取り組みを継続します。

また、本市の消費生活センターに、還付金詐欺やインターネット関連のトラブル、多重債務等の相談が数多く寄せられていることを踏まえ、平成29年度に「鳥取市消費者教育推進計画」を策定することとしており、学校や各関係機関と連携して幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に消費者教育を推進し、消費生活に関する被害の未然防止と拡大阻止を図ってまいります。

IV. 平成29年度当初予算について

これまで申し述べました新規・拡充施策を盛り込んだ、平成29年度一般会計当初予算案は、市町村合併後最大となる962億円の積極型予算となりました。

合併算定替えの縮減に伴う普通交付税の減少、中核市移行に伴う臨時的経費の増大、好調な企業誘致に起因した補助金の高止まりなど、一般財源の確保や事業費の抑制は容易ではありませんでしたが、このような状況を見越して積み増してきた基金を有効に活用した予算編成に努め、財政の健

全性維持を目指しました。

本市は、今後も「明るい未来を築くためのメリハリの効いた投資」と「将来に負担を先送りしない責任の堅持」を行政経営の基本姿勢に据え、社会情勢の変化を的確にとらえた市民サービスの維持・向上に努めてまいります。

V. 議案の説明

それでは、本定例会に提案いたしました諸議案につきまして説明申し上げます。

議案第1号から議案第20号までは、平成29年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算でありまして、ただいま申し述べました施策をはじめとする諸施策に必要な経費を計上しています。

議案第21号から議案第40号までは、いずれも平成28年度の補正予算であります。本年1月に見舞われた大雪への対応経費のほか、事業費確定に伴う精算などに基づいて計上しております。

次は、条例等に関する案件です。

議案第41号は、条例等に基づく市への申請・届出その他の手続き等について、情報通信技術を利用した電子申請・届出を行えるようにするため、新たに条例を定めるものです。

議案第42号は、中小企業・小規模企業の振興にあたっての基本理念、市の施策の基本方針及び市をはじめ中小企業・小規模企業、支援団体等の

責務等を明らかにするため、新たに条例を定めるものです。

議案第43号は、鳥取県地域産業活性化基本計画の計画期間の終了に伴い、工場立地法に基づく準則を定めるため、新たに条例を定めるとともに、関係する条例を廃止するものです。

議案第44号は、個人情報保護に関する法律に関する法律等の一部改正に伴い、個人情報取扱事業者の範囲拡大等による所要の整理を行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第45号は、中核市移行を見据えた機構改革に伴い、関係する組織の事務分掌を見直すため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第46号は、職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法の改正を行うとともに、所要の整備を行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第47号は、人事院規則の改正に伴い、配偶者同行休業の再度の延長を行うことができる事情について規定するため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第48号は、本年6月1日から各種証明書のコンビニエンスストア交付を開始するに当たり、所要の整備を行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第49号は、地方税法の一部改正に伴い、法人市民税の税率の見直し及び軽自動車税の環境性能割の創設について、その施行日を延長するなど、所要の整備を行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第50号は、鳥取県中部を震源とする地震による被災住宅の再建に係る支援の拡充を行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第51号は、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、介護予防運動教室事業の手数料の徴収について定めるため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第52号は、特別医療費の助成対象を拡大するため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第53号は、第11期展示分から鳥取砂丘砂の美術館に利用料金制を導入するため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第54号は、鹿野そば道場の利用料金を見直しするため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第55号は、国府町地内の大茅・成器・麻生の農産物加工施設について使用料を定めるため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第56号は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部施行等に伴い、建築物エネルギー消費性能適合判定に係る手数料を定めるため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第57号は、国英農業集落排水施設を廃止し、設置区域を蔵田馬場農業集落排水施設の設置区域に統合するなど、所要の整備を行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第58号は、第二いなば墓苑の第三期供用開始に伴い、使用料等を設定するとともに所要の整備を行うため、関係する条例を一部改正するも

のです。

議案第59号は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における市費負担の限度額を引き上げるため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第60号は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い、市立病院等において介護時間を新設するため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第61号は、中核市の指定に係る総務大臣への申出を行うに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第62号は、地方独立行政法人法の一部改正に伴い、新生公立鳥取環境大学運営協議会規約に出資の認可に関する規定等を追加する一部変更を行うに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第63号は、自治体ICT共同化に関する事務を鳥取県に委託するため、必要な議決を求めるものです。

議案第64号から議案第67号は、鳥取市と岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託に関する規約の一部をそれぞれ変更するため、必要な議決を求めるものです。

議案第68号は、当初予算に計上している辺地対策事業債の活用事業を、辺地に係る公共的施設の総合整備計画に位置づけるに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第69号は、当初予算に計上している過疎対策事業債の活用事業を、鳥取市過疎地域自立促進計画に位置づけるに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第70号は、第10期展示に係る鳥取砂丘砂の美術館の指定管理者として、一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会を指定するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第71号から議案第74号までは、市の遊休施設を利活用し、地域活性化等を図るため、旧湖山地区公民館を学校法人ひかり幼稚園に無償譲渡し、旧鹿野農業バイオセンターを特定非営利活動法人いんしゅう鹿野まちづくり協議会に、青谷いかり原牧場の一部を鳥取いなば農業協同組合に、旧佐治中学校校舎の一部を佐治町健康クラブに、それぞれ無償貸付するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第76号は、気高中学校屋内運動場耐震補強及び大規模改修（建築）工事に係る請負契約を締結するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第77号及び議案第78号は、それぞれ市道の認定及び変更を行うに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第79号は、気高町総合支所整備事業委託に係る契約を締結するに当たり、必要な議決を求めるものです。

報告第1号及び報告第2号は、住宅新築資金等貸付金の滞納者に対する訴えの提起について、それぞれ平成29年1月19日及び1月27日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第3号は、平成28年9月1日に、市が発注した道路工事で発生しました物損事故に係る損害賠償の額及び和解について、平成29年1月31日に専決処分しましたので報告するものです。

改めまして、議案の説明を申し上げます。

議案第75号は、鳥取市土地開発公社との河原インター山手工業団地（第二期）造成工事に係る業務委託の協定を変更するに当たり、必要な議決を求めるものです。

以上、今回提案いたしました議案等につきまして、その概要を説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。